

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和2年度）

住 所 沖縄県宮古島市平良字下里1657-128

事業者名 宮古空港ターミナル株式会社
 代表者名（役職名及び氏名）
 代表取締役社長 下地 義治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
エレベーター	・エレベーター3基を2019年度～2021年度にかけて更新する。 出入口扉に窓を設け、かご内⇄外が相互に視認できる仕様とする。	・2019年度にエレベーター1基更新済み。出入口扉に窓設置。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内誘導表示の設置	旅客の到着エリア出口付近に、バス・タクシー・障害者用乗降場への案内誘導表示を設置する（2020年度）	案内誘導表示の設置箇所について関係者と協議。
関係機関との連携	飛行機の乗降客に対する介助は航空運送事業者が行っており、到着客がバス・タクシーを利用して移動する場合、お客様の要望を聞き各乗降場までの案内及び介助を行っている。今後も関係機関との連携を図り人的支援の充実に努める。	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降場表示の増設	バス・タクシー・障害者用・一般車両用の各乗降場へ案内表示を増設し、指定箇所の利用を促す。（2020年度）	・各乗降場へ蓄光式の案内パネルを設置。利用状況を確認しながら引き続き増設を検討する。
関係機関との連携	施設1階の観光案内所でバス・タクシーの乗降場、出発時刻等の問い合わせに随時対応している。また、筆談用具を用いて情報提供しており、今後も関係機関との連携を図り人的支援の充実に努める。	

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
研修会等への参加	（一社）全国空港ビル事業者協会が主催する技術研修会などに参加しバリアフリー関係の情報取得に努め、職員の知識向上、施設の営繕に反映させる。	新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し研修会中止。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

管理事務所、警察、航空運送事業者等と連携して、乗降場の適切な利用を周知し、高齢者、障害者等の移動円滑化を図るため、自社においては、各乗降場へ蓄光式案内パネルを設置。また、警察官の巡回による駐車禁止の呼びかけと、貼り紙による駐停車禁止の周知を実施。

(3) その他

--

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況（航空旅客ターミナル施設ごとに記入）

（令和2年3月31日現在）

航空旅客ターミナル施設の名称	所在地 道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	搭乗ゲ ートの 数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設 備の設 置の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無
宮古空港 ターミナルビル	沖縄県 宮古島 市	4,804 人	×	×	5 (3)	○	○	○
~~~~~								
(合 計) 計 ターミナル					5 (3)	1	1	1

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

（第13号様式）

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。